

令和8年度第1回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和8年5月7日（木）

午前10時00分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第1号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第2号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第3号 非農地通知交付申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

議案第5号 農用地利用集積等促進計画について（要請）

(2) 報告

報告第1号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第2号 現況証明願について

報告第3号 農地の改良のための届出の受理について

報告第4号 農地の転用のための届出の受理について

報告第5号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第6号 農地転用許可後の事業計画変更（5条）の承認について

報告第7号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

報告第8号 農業委員会委員の候補者選考結果について

報告第9号 農地利用最適化推進委員の候補者選考結果について

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、8番 太田 政俊、9番 神谷 六雄

10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉、13番 加藤 健一

14番 内藤 成一郎、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、36番 鈴木 安光、37番 山口 和雄

38番 山内 隆一

4 欠席委員

7 番 太田 智代、35 番 阿部田 光春

5 出席事務局職員等

(1) 農業委員会事務局 事務局次長、係長、主事

(2) 農務課 主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、7 番の太田 智代委員、35 番の阿部田 光春委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは 14 番の内藤 成一郎委員と 18 番の近藤 靖一委員をお願いいたします。それでは議事にしがいまして、議案第 1 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 6 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

神谷 委員：申請番号 1 番 調査年月日は令和 8 年 4 月 25 日。本案件は、接道がなく、申請地に入れず耕作が行えなかったため、以前より農業に興味があった、申請地の隣接地に居住の譲受人が耕作をしていきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号 2 番 調査年月日は令和 8 年 4 月 28 日。本案件は、譲渡人が高齢により農地の管理が困難になったため、令和 7 年に農地を取得し、少しずつ農業技術を身につけている譲受人が、今後も農業技術をより向上させながら経営地を広げ耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 3 番 調査年月日は令和 8 年 4 月 28 日。本案件は、譲渡人が高齢になったため、息子である譲受人が父からの引き継いで欲しい旨の申出を受け、農業を継続していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号4番 調査年月日は令和8年4月25日。本案件は、譲渡人が申請地を相続により取得したが、自宅から遠く、維持管理が困難であるため、譲受人が譲り受け、申請地の隣接地である自作地と一体的に耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

高木 委員：申請番号5番 調査年月日は令和8年4月29日。本案件は、譲渡人が農地を相続したが、維持することが難しいため、所有農地の譲渡により農地が減少した譲受人が申請地を譲り受け、耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号6番 調査年月日は令和8年5月5日。本案件は、譲渡人が申請地を相続したが、市外に住んでおり自分では耕作できないため、以前より利用権を設定し、申請地を耕作していた譲受人が、譲渡人からの相談もあり、営農を考えていたことから譲り受けたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第2号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について議案書に沿って6件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号1番 調査年月日は令和8年4月28日。本案件は、現在金属加工業を営んでいるが、船舶関連の大規模案件の受注が増加し、広い検品スペースが必要となるため、申請地に検品作業場及び検品後の製品を出荷する際の荷役スペースとしてトラックヤードを建設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。

また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(若) 委員：申請番号2番 調査年月日は令和8年4月30日。本案件は、解体業を仕事としており、貸与されているトラックを日常的に使用しているが、自宅には駐車スペースがなく、自宅から離れた会社の駐車場に停めており、緊急時の出勤等に支障をきたしているため、自宅から近い申請地を乗り換え用の駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

事務局：申請番号3番 調査員の太田智代委員が本日欠席のため、事務局が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和8年4月26日となっております。本案件は、家族3人で賃貸住宅に居住していたが、子育てには手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

神谷 委員：申請番号4番 調査年月日は令和8年4月24日。本案件は、現在観光業を営んでいるが、観光需要の増加に伴い従業員が増えたため、申請地を従業員用駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号5番 調査年月日は令和8年4月28日。本案件は、現在自動車修理工場を営んでいるが、非常に手狭で作業の安全性が確保できなくなっているため、申請地に自動車修理工場の増設及び駐車場を整備したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号6番 調査員の阿部田光春委員が本日欠席のため、35番山口が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和8年4月29日となっております。本案件は、現在行っている残土処分事業地の隣接地で、土地所有者及び耕作者が農地の嵩上げを希望しており、両者の利害が一致したため、申請地を一時転用して一体的に嵩上げ工事を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。ただし、申請番号1番と6番については、一団の転用面積が3,000㎡を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。次に議案第3号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号1番は山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いいたします。

神谷 委員：申請番号2番 調査年月日は令和8年4月25日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものとします。次に、申請番号1番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号1番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

石川 委員：申請番号1番 調査年月日は令和8年5月1日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に議案第4号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第5号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(要請)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：全員賛成と認め、要請するものとします。次に、採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	5件
現況証明願について	4件
農地の改良のための届出の受理について	1件
農地の転用のための届出の受理について	7件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	22件
農地転用許可後の事業計画変更（5条）の承認について	1件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について	1件
農業委員会委員の候補者選考結果について	1件
農地利用最適化推進委員の候補者選考結果について	1件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 11 時 00 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（14番）

岡崎市農業委員会委員（18番）